

新型コロナウィルス感染症の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症にかかったら、出席停止になります。出席停止基準は「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」です。これにより、「発症した後5日を経過」かつ「症状が軽快した後1日を経過」の両方を満たすまでの期間は、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

症状が出始めた日を発症日（0日目）とし、その翌日を1日目として起算します。

「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

新型コロナウイルス感染症に関しては、報告書は保護者が記入することになります。